

1 都市計画マスターPLAN多摩区構想検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 都市計画マスターPLAN多摩区構想の策定において、区民の参加を図りまちづくりへの理解を促進するとともに区民意見の収集及び取りまとめを行い、市長へ区民提案することを目的として都市計画マスターPLAN多摩区構想検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(活動)

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は次の活動を行う。

- (1) 都市計画マスターPLAN多摩区構想の区民提案の取りまとめに関すること。
- (2) 区民意見等の収集及び取りまとめに関すること。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 委員会のメンバーは次に掲げる者により構成する。

- (1) 多摩区まちづくり推進協議会から推薦された者
- (2) 一般公募により選出された者
- (3) 各種団体から推薦された者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、第2条に掲げる活動が完了し、都市計画マスターPLAN多摩区構想区民提案を提言し終えるまでとする。

(役員及び組織)

第5条 1 委員会には、次の役員を置くものとし、互選により選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 このほか、委員会の決定により必要な役員及び組織を置くことができる。

(会議)

第6条 1 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、多摩区役所区民生活部地域振興課及びまちづくり局計画部都市計画課に事務局を置く。

(一般事項)

第8条 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の決定による。

2 緊急のため、会議を招集することができない場合は、委員長の決定による。

3 前項の規定による決定を行った場合は、委員長は次の会議においてその内容を委員会へ報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年3月18日から施行する。

2 都市計画マスター プラン多摩区構想検討委員会 委員名簿

	氏名	所属		氏名	所属
1	赤松 沙樹	公募	23	島岡 功	まちづくり推進協議会
2	秋貞 早苗	公募	24	新海 利正	まちづくり推進協議会
3	有村 仁	まちづくり推進協議会	25	杉下 祿郎	まちづくり推進協議会
4	池野 廣	公募	26	瀬下 勇	まちづくり推進協議会
5	石橋 吉章	公募	27	田嶋 郁雄	多摩区社会福祉協議会
6	井田 安弘	公募	28	田中 友章	公募
7	井出 正彦	多摩区町会連合会	29	坪井 武信	公募
8	井上 清	まちづくり推進協議会	30	出口富士男	公募
9	井上十三男	公募	31	藤原 司	まちづくり推進協議会
10	植田 治	公募	32	松澤 弘安	セレサ川崎農業協同組合
11	宇津原敏子	公募	33	丸島 常隆	多摩区町会連合会
12	江田 雅子	公募	34	村田 芳郎	まちづくり推進協議会
13	大下 勝巳	公募	35	村山 賢	まちづくり推進協議会
14	小川 貴之	公募	36	武藤 啓司	公募
15	小俣 正子	多摩区社会福祉協議会	37	目黒 喜六	まちづくり推進協議会
16	河原 典子	公募	38	山添 直樹	公募
17	岸 隆	まちづくり推進協議会	39	山田健治郎	公募
18	北嶋 秀明	公募	40	山本 一枝	まちづくり推進協議会
19	北村 隆英	公募	41	湯浅 安雄	公募
20	木村 功	公募	42	余川 辰哉	公募
21	向後 康治	公募	43	横瀬 匠志	公募
22	佐藤由紀子	公募	44	吉澤 保	まちづくり推進協議会

: 委員長 / : 副委員長 (敬称略)

